

会計手法からみた知的財産法上の損害賠償額を算定した判例研究(その5)

須田 孝一郎*

平成 10 年改正法により知的財産侵害訴訟事件による損害賠償金算定につき職業会計人と兼業している立場から、パテント 1998 年 12 月号に拙稿「改正特許法等の損害賠償算定手法の立証と鑑定」の論文を発表したところ、竹田稔著「知的財産侵害要論」(p. 295「損害計算のための鑑定」)に引用していただき、職業会計人の鑑定人の選任が寄与することを期待すると記述いただきました。この見解に刺激を受けて損害賠償額の算定に参考になると思われる裁判例を全国の地方裁判所から選択して、パテント 2001 年 12 月号から年 1 回で現在までに 4 回発表してきました。

さらに、「特許権侵害訴訟の審理の迅速化に関する研究」(司法研修所編・平成 15 年 5 月 15 日法曹会発行)に企業会計に関する専門的知見の活用として「当事者が公認会計士又は税理士の協力を得て、損害論の主張・立証の準備をすることは極めて有益である」と記述されており、同書に(p. 132(注 3)拙稿「会計手法からみた知的財産法上の損害賠償額を算定した判例研究(1)(2)」を紹介していただき恐縮いたし、その後(3)(4)と現在まで継続した次第です。

しかし最近では、損害額について高額化と取引の多様化で複雑なケースが多く、判決文のみを解説しただけでは、主要要件事実である「単位当たり利益額」および「譲渡数量」が算出された間接的事実で推計した売上高・費用の計算資料の証拠力の程度が判明しません。

したがって、全国の地方裁判所、高等裁判所に訴訟記録を出張して閲覧することは時間的・経済的負担が重複するので、昨年(4)と同様に本年(5)も東京地方裁判所(第 29 部・第 46 部・第 47 部)・東京高等裁判所(第 13 部)に係属する事案から選択させていただき、東京以外の裁判所の知的財産侵害訴訟事件は省きましたことをご理解いただきたくお願いします。

なお本年は、平成 11 年特許法改正によって新設された計算人鑑定制度により、「日本公認会計士会計算鑑定人専門部会」から講演の依頼があり、また「知的財産訴訟と公認会計士の役割」の座談会に東京地方裁判長、弁護士、企業知財部長と共に、私的鑑定経験者として私が出席させていただきましたことは光栄に存じました(「JICPA ジャーナル」平成 16 年 6 月 1 日発行)

目次

- I. 薬剤「VIAGRA」商標権侵害事件
 - 1. 事件の概要
 - 2. 原告ら主張の侵害者利益要件事実
 - 3. 輸入代行業務者である被告らの主張
 - 4. 裁判所認定侵害者利益額計算書
 - 5. 侵害者利益要件事実と損害額算定の容易化
- II. 紙幣処理装置特許権侵害事件
 - 1. 事件の概要
 - 2. 原告主張の侵害者利益要件事実(特許法第 102 条 2 項)
 - 3. 被告主張の侵害者利益要件事実
 - 4. 会計手法から見た当事者の侵害利益算定法の検討
 - 5. 要約侵害者利益対比計算書
 - 6. 裁判所の認定した侵害者利益算定法の検討
- III. 溶接用エンドタブ実用新案権・特許権侵害事件
 - 1. 事件の概要
 - 2. ~5.
 - 6. 当事者間の本件製品販売数量の検証
 - 7. 原審と本件控訴審の利益額算定の対比

I. 薬剤「VIAGRA」商標権侵害事件

1. 事件の概要

親会社が外国法人で在日子会社の商標権者と、本件登録商標の独占的通常使用権者である在日子会社とが、共同原告として商標権侵害差止と損害賠償請求を、個人および法人を共同被告として求めたものである。

被告法人に対して合計 8,684 万 2,440 円の支払いを求めた。

さらに、被告個人に対して 9,801 万 2,903 円の支払いをそれぞれ求めた損害賠償請求をした。

これに対して被告は、原告の米国法人から直接輸入したものであるから原告には損害は不発生であると主張した。

しかし裁判所は、商標法第 38 条第 2 項の類推適用により原告在日法人の商標権者には損害額 2,572 万 2,800 円、そして、原告在日法人の独占的通常使用権者には損害額 1,714 万 8,534 円、合計 4,287 万 1,334 円と認定した。

*弁理士・税理士

2. 原告ら主張の侵害者利益要件事実

(1) 被告法人侵害者利益計算書

期 間	自 平成10年4月1日 至 平成11年8月31日	自 平成11年9月1日 至 平成12年7月7日	自 平成10年4月1日 至 平成12年7月7日
利 益	5,100万円	3,584万2,440円	合計8,684万2,440円

著者作成の利益計算書に示すように、原告の主張によると、被告法人の本件錠剤の合計利益額は平成10年4月1日から平成12年7月7日までの期間で8,684万2,440円になる。

(2) 被告個人侵害者利益計算書

期 間	自 平成10年4月1日 至 平成12年7月7日
利 益	9,801万2,903円

つぎに利益計算書に示すように被告個人は錠剤1錠当たり600円を下らないとして、平成10年4月1日から平成12年7月7日までの利益額は少なくとも9,801万2,903円となる。

(3) 合計侵害者利益計算書

被告法人侵害者利益	8,684万2,440円
被告個人侵害者利益	<u>9,801万2,903円</u>
合計侵害者利益	<u>1億8,485万5,343円</u>

合計期間(自平成10年4月1日至平成12年7月7日)の全ての侵害者利益額は、1億8,485万5,343円となる。

4. 裁判所認定侵害者利益額計算書

(1) 被告法人の本件収入

期 間	収 入	期 間	収 入
(1)平成10年5月	300万円	(17)平成11年9月	308万円7,600円
(2)平成10年6月	300万円	(18)平成11年10月	326万円3,400円
(3)平成10年7月	300万円	(19)平成11年11月	349万円5,450円
(4)平成10年8月	300万円	(20)平成11年12月	354万円6,400円
(5)平成10年9月	300万円	(21)平成12年1月	354万円8,700円
(6)平成10年10月	300万円	(22)平成12年2月	297万円9,900円
(7)平成10年11月	300万円	(23)平成12年3月	326万円3,400円
(8)平成10年12月	300万円	(24)平成12年4月	356万円7,900円
(9)平成11年1月	300万円	(25)平成12年5月	395万円9,550円
(10)平成11年2月	300万円	(26)平成12年6月	391万円3,190円
(11)平成11年3月	300万円	(27)平成12年7月(7日まで)	121万円6,950円
(12)平成11年4月	300万円	合計②	3,584万2,440円
(13)平成11年5月	300万円		
(14)平成11年6月	300万円	合計①+②(注2)	8,384万2,440円
(15)平成11年7月	300万円		
(16)平成11年8月	300万円		
合計①	4,800万円(注1)		

3. 輸入代行業務者である被告らの主張

(1) 侵害者利益不発生の理由

顧客個人が本件錠剤を現地米国法人から購入したものを、被告に個人輸入代行業を委任したものであり、顧客が直接輸入したものに当たるから、原告にはなんら損害は発生しないと主張した。

(2) 被告の輸入代行経費計算書

しかし、被告は、輸入代行業務の「手数料収入」を得るために要する営業経費は、被告証拠の決算書(乙第12号証)によるとつぎのとおりである。

営業経費計算書

① 期間(自平成11年4月1日 至平成12年3月31日)

② 輸入代行営業経費算定

(i) 1年間総営業経費	3,763万6,595円
(ii) 1月当り営業経費(1/12)	313万6,382円
	(3,763万6,595円×1/12)
(iii) 輸入代行割合 70%(1ヵ月)	219万5,467円
	(313万6,382円×0.7)
(iv) 当該輸入代行経費(注)	2,634万5,608円(注)
(注) : 219万5,467円×12ヵ月分=	2,634万5,604円

上述のように被告は、輸入代行業務の経費については、具体的事実の個別的資料によるものでなく、推定割合で営業経費計算書が算定されている。

(注1)：期間(平成10年5月～平成11年8月)の各年度収入300万円とし、累積合計4,800万円である。(証拠乙第12号証及び乙第13号証の売上一覧表及び売上帳の記載により計上)

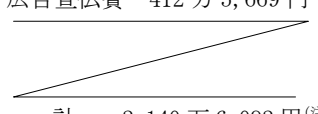
(注2)：期間(平成11年9月～平成12年7月)の累積合計収入は8,384万2,440円である。(証拠甲第128号証及び乙第12号証)

(2) 被告会社の経費・利益額算定過程(侵害者利益計算書：著者作成)

① 1ヵ月当りの経費推定

損益計算書

(乙第12号証, 13号証・決算報告書・法人税申告書)
自平成11年9月1日 至平成12年3月31日(7ヵ月分)

給与手当 1,359万7,923円	収入 2,608万2,250円
店舗賃借料 368万2,500円	
広告宣伝費 412万5,669円	
	
計 2,140万6,092円 ^(注1)	計 2,608万2,250円

その他の経費本件収入対応外のため排除

科目経費合計 月割 1ヵ月当り経費

(注1) 2,140万6,092円 × 1/7 = 305万8,013円

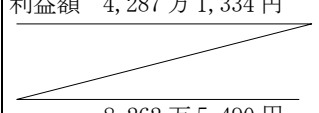
本件錠剤割合

305万8,013円 × 0.5 = 152万9,006円

② 侵害者利益額の算定

自平成10年5月1日 至平成12年6月30日(2年分)

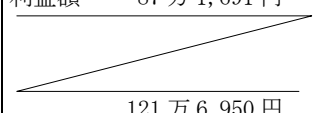
侵害者利益計算書

経費 3,975万4,156円 ^(注1)	収入 8,262万5,490円
利益額 4,287万1,334円	
	
8,262万5,490円	8,262万5,490円

(注1)：152万9,006円×26ヵ月分=3,975万4,156円

自平成12年7月1日 至平成12年7月7日(1週間分)

侵害者利益計算書

経費 34万5,259円 ^(注2)	収入 121万6,950円
利益額 87万1,691円	
	
121万6,950円	121万6,950円

(注2)：

(1ヵ月当り経費)

(1週間分経費)

305万8,013円×1/2×7/31=34万5,259円

(3) 原告商標権者と原告独占的通常使用権者の侵害者利益配分計算書

期間	侵害者利益額	割合	商標権者	割合	独占的通常使用権者
H10.5.1～H12.6.30	4,287万1,334円 ^(注1)	60%	2,572万2,800円	40%	1,714万8,534円
H12.7.1～H12.7.7	87万1,691円 ^(注2)	60%	52万3,015円	40%	34万8,676円
合計	4,374万3,025円		2,624万5,815円		1,749万7,210円

(注1)：被告会社の2年間の利益額

(注2)：被告の1週間の利益額

(4) 原告・裁判所対比侵害者利益計算書

期間：自平成10年4月1日 至平成12年7月7日

項目/区分	原告主張額	比率	裁判所認定額	対比率
侵害者利益	法人(商標権者) 8,684万2,440円	100%	法人(商標権者) 2,624万5,815円	30%
侵害者利益	個人(独占的通常使用権者) 9,801万2,903円	100%	個人(独占的通常使用権者) 1,749万7,210円	18%
侵害者利益	法人・個人合計利益額 1億8,485万5,343円	100%	法人・個人合計利益額 4,374万3,025円	24%

損害額を原告主張額 100%として、裁判所認定額を法人・個人・全体の三つに区分してそれぞれ対比率で示した。

5. 侵害者利益要件事実と損害額算定の容易化

(1) 原告らの侵害者が得た利益額の立証

裁判所は本件侵害製品を製造・販売するために必要な変動経費を被告提出の税務署提出用の決算報告書(平成 11. 9. 1~平成 12. 3. 31・7 ヶ月分)(乙第 12 号証, 同 13 号証)から固定費を除外して変動費(給与手当・店舗賃借料・広告宣伝費) 2, 140 万 6, 092 円を控除して侵害者利益(原告商標権者分 2, 624 万 5, 815 円・原告独占的通常使用者 1, 749 万 7, 210 円) 合計 4, 374 万 3, 025 円を推計し, それを損害額として裁判所は認容した。(第 102 条 2 項)

(2) 損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難な場合(特許法第 105 条の 3)

被告法人が提出した平成 11 年 4 月 1 日から平成 12 年 3 月 31 日まで税務署提出用一期分の決算報告書だけでは損害額の一部しか入手できず総勘定元帳, 得意先別元帳, 輸入許可通知書が欠如しているため, 手数料収入件数, 単価, 直接費, 間接費, 利益額の算定が本件事件では証明が極めて困難である。

(3) 間接的事実による本件製品に対する損害額の算定

収入は補充的代替手段として被告提出の売上一覧表の記載には期間(平成 10 年 5 月から平成 11 年 8 月まで)は, 月收入 300 万円と推計し, 平成 11 年 9 月から平成 12 年 7 月までは 3, 584 万 2, 440 円を実額計上で推計した。

費用も一般的, 抽象的に実額に近似した合理的金額として, 月額 152 万 9, 006 円に期間(平成 10 年 5 月 1 日から平成 12 年 7 月 7 日)とし 3, 975 万 4, 156 円と 34 万 5, 259 円の合計 4, 009 万 9, 415 円とし, 侵害者利益合計 4, 374 万 3, 025 円を裁判所は算定した。

(4) 侵害者利益の証明度軽減化と裁判所の裁量権

本件の錠剤のように性質上, 金銭評価損害額の立証のための必要な事実が極めて困難な場合には, 損害賠償額算定に関する特別規定の趣旨から間接的事実の証明によって直近の損益計算書から推計して, 裁判所の裁量権に基づき損害額を認定したものと注目すべき判決であると解する。(商標法第 39 条(特許法準用))

II. 紙幣処理装置特許権侵害事件

1. 事件の概要

本件は, 自動販売機等に使用されるコインメカニズムである紙幣識別装置の製造販売する原告が, 所有する特許権(3 件)に基づいて本件製品を製造販売している被告に対して製造販売の中止, ならびに, 被告の侵害行為による営業利益は 6, 600 万円であるからその損害利益として損害賠償金 6, 600 万円の請求を東京地方裁判所に求めた。

これに対して被告は, 該当製品の総売上高は 5 億 7, 445 万 7, 500 円であるが, これ以上に諸経費が 5 億 7, 904 万 3, 119 円を要しているため, 差し引き▲458 万 5, 619 円の赤字であり, 利益が発生していないから, 原告の損害額は「0 円」となる, と反論した。

しかし, 裁判所は, 原告主張(6, 600 万円)を超過して被告の得た侵害利益(7, 431 万 0, 450 円)を損害賠償額としてその支払いを認容した。

東京地方裁判所(平成 15 年(ワ) 9316, 平成 16 年 5 月 31 日判決)

2. 原告主張の侵害者利益要件事実(特許法第 102 条 2 項)

原告主張の侵害者損益計算書

販売台数	10,000 台
販売単価	22,000 円
売上高	2 億 2,000 万円
経費	1 億 5,400 万円 (70%)
利益	6,600 万円

判決中に記載された原告主張の利益要件事実に基づいて, 経費率 70%(経費 1 億 5, 400 万円)を推計して, 上記のように「侵害者損益計算書」を作成した。

3. 被告主張の侵害者利益要件事実

被告主張の侵害者損益計算書

販売台数	24,325 台 ^(注1)
販売単価	23,616 円
売上高	5 億 7,445 万 7,500 円
経費内訳	①金型 4,106 万 6,000 円 ②基板設計金型 292 万 8,350 円 ③機構部品図面 200 万円 ④開発費 4,320 万円 ⑤仕入高 3 億 8,989 万円 ⑥管理費 2,106 万 2,700 円 ⑦改修費部品代 5,247 万 6,180 円 ⑧人件費 2,641 万 9,889 円 合計 5 億 7,904 万 3,119 円
営業損失	458 万 5,619 円 ^(注2)
損害額	0 円

(注1):被告自身が、販売製品の特定を正確に反証したため、これが実際の販売台数と認定された。
 (注2): (売上高) (経費合計) (営業損失)
 (5億7,445万7,500円-5億7,904万3,119円=458万5,619円)
 営業損失が458万5,619円生じたため原告損害額なしと主張。

上述のように、被告主張・立証した侵害者利益要件事実に基づいて、財務様式による「侵害者損益計算書」を作成した。

4. 会計手法から見た当事者の侵害利益算定法の検討

(1) 原告の収益費用利益算定法

原告は、損害額算定発生に必要な主要事実である被告の販売台数は10,000台、販売単価は2万2,000円であると主張し、少なくとも被告の利益額は6,600万円であると主張した。

このような主要事実の存在を推認させる間接事実を推計すると、売上高は販売台数10,000台に販売単価22,000円を乗じた2億2,000万円となる。

また経費は、利益率30%から経費を推計すると70%

5. 要約侵害者利益対比計算書 (筆者作成)

項目/区分	原告主張額	比率	被告主張額	比率	裁判所認定額	比率
販売台数	10,000台		24,325台		24,325台	
販売単価	22,000円		23,616円		23,616円	
売上高	2億2,000万円	100%	5億7,445万7,500円	100%	5億7,445万7,500円	100%
経費	1億5,400万円	70%	5億7,904万3,119円	101%	5億0,014万7,050円	87%
侵害者利益	6,600万円	30%	△4,585,619円	△1%	7,431万0,450円	13%

6. 裁判所の認定した侵害者利益算定法の検討

(1) 被告売上高の事実上の推計

裁判所は、上記経費と同様に主要事実である利益額の認定にあたって、被告が提出した書証によって売上高5億7,445万7,500円を推計した。(特許法第102条2項)

(2) 被告経費の事実上の推計

裁判所は、主要事実である利益額の認定にあたって、被告が提出した書証の間接事実の証明によって、「被告の得た利益額」の算定にあたって間接事実として経費合計額5億0,014万7,050円を推定した。(特許法第102条2項)

(3) 損害額の推計額

裁判所は、被告は利益額を否認し疑わせるだけでな

となるから、1億5,400万円と推計されることから、被告の会計期間中に当該製品を販売した総収益の合計から総費用を差引いた差額の利益額は「6,600万円」と推計される。

(2) 被告の収支会計計算法

被告は、収入の売上高5億7,445万7,500円から、金型等の開発費、仕入代、修繕費、部品代、人件費などすべての支出を差引き、そのため現金不足金が発生したから、現金不足金458万5,619円という家計、官庁などで行う「収支計算」で損害額「0円」と主張・立証した。

しかし、特許法上の損害計算は「収入-支出=利益」という貨幣量の単式簿記の増減計算を行うものではなく、収益・費用を諸要素とした貸借対照表と連結した複式簿記による損益計算と結合した企業会計手法による損害額算定を看過したものであると解する。

すなわち、被告は支出の全額、例えば固定資産の取得も費用の発生になるとして誤解したもので、期間損益計算上では、これを「資本的支出」又は「単純交換取引上の支出」の区別が重要である。

く、その事実の不存在主張立証がなければ推定は覆滅せず、原告が侵害者利益額として売上高5億7,445万7,500円から経費5億14万7,050円を控除した利益額7,431万450円を立証したものとして、損害額7,431万450円(13%)を推定されたものであり、当該経費は変動費に当たるとした「管理会計論」からも支持されるものと解する。

Ⅲ. 溶接用エンドタブ実用新案権・特許権侵害事件

1. 事件の概要

本件は「溶接用エンドタブ」の実用新案権、及び「溶接用セラミックエンドタブ大型の箱形溶接構造物の角溶接用の溶接溝に使用するV型セラミックタブ」2件

の特許権を有する原告が、被告に対して実用新案権及び特許権侵害事件(逸失利益)として損害賠償額3,033万8,750円の請求をしたところ、裁判所が314万6,391円の支払いを認容した事件である。東京地方裁判所(平成11年(ワ)第19329号、平成15年2月27日判決)

被告のこの第一審判決を不服とした東京高等裁判所への控訴の申立により、敗訴部分314万6,391円が289万8,715円に変更された。(平成15.10.29)

(1) 原告主張の利益要件事実

(特許法第102条第1項、実用新案法第29条第1項)

① 販売数量

イ号製品1~3	ロ号製品	ハ号製品	ニ号製品	ホ~チ号製品	リ号製品	ヌ号製品
自H9.11.28 至H13.11.6	左と同じ	左と同じ	自H10.4.3 至H13.11.6	左と同じ	自H10.3.13 至H13.11.6	自H11.11.1 至H13.11.6
9万4,000個 (夫々)	14万1,000個	9万4,000個	8万6,000個	34万4,000個 (合計)	4万3,000個	2万5,000個

合計 101万5,000個

筆者は、当該製品の品種別数量の増減に関し、期間ごとに「製品販売数量表」を作成した合計は、販売数量101万5,000個となる。

② 逸失利益

以下に示す原告提出の商品販売価格等一覧表による単位当たり利益額に被告製品数量(101万5,000個)を乗じた利益3,033万8,750円

原告提出の商品販売価格一覧表(単位:円)

製品	販売価格	仕入価格	諸経費	利益額
イ号製品(1)	55	34	3.15	17.85
イ号製品(2)	75	52	3.15	19.85
イ号製品(3)	110	75	3.15	31.85
ロ号製品	110	68	3.15	38.85
ハ号製品	160	85	3.15	71.85
ニ号製品	80	52	3.15	24.85
ホ号製品	65	35	3.15	26.85
ヘ号製品	70	47	3.15	19.85
ト号製品	58	30	3.15	24.85
チ号製品	60	36	3.15	20.85
リ号製品	80	55	3.15	21.85
ヌ号製品	80	55	3.15	21.85

製品名は、いずれも被告イ号ないしヌ号製品に対応する原告製品である。

原告は、被告製品に対応する原告商品を原告が販売する際の一個当りの販売価格・仕入価格・諸経費・利益を示す証拠資料(甲29, 甲31, 甲32)として上記の「商品販売価格一覧表」を提出した書証である。

(3) 被告主張の利益要件事実

① 被告製品の販売数量

原告が主張する各製品の販売期間における被告製品の販売数量を示す証拠資料としての、被告提出の製品販売数量データは下記のとおりである。(27, 28, 210, 211)

期間		製品名	販売数量
H9.11.28~H13.11.6	イ号製品(1)	VSR3	55,650
同上	イ号製品(2)	VLR3	31,000
同上	イ号製品(3)	VLR50	5,100
同上	ロ号製品	ROBO-T	2,280
同上	ハ号製品	RVWG	150
H10.4.3~H13.11.6	ニ号製品	V-LG	4,240
同上	ホ号製品	V-WG	15,680
同上	ヘ号製品	F-LG	3,200
同上	ト号製品	F-WG	16,800
同上	チ号製品	FMU5	1,000
H8.3.29~H13.11.6	リ号製品	A678	19,440
H11.7.1~H13.11.6	ヌ号製品	A678	12,280
		合計	166,820

② 原告過小計上の販売管理費

被告は販売担当者の総人件費を売上に対応して案分計上し、また配送手数料の過小計上分などを原告主張の経費に加算すべきであると抗弁している。

さらに被告は、配送手数料、法定福利費、労働保険料、宣伝広告費、収入印紙代、水道光熱費、車輛諸経費の計上脱落を反論している。

(4) 裁判所認定の利益要件事実

(特許法第102条第1項, 実用新案法第29条第1項)

イ. 逸失利益要件事実

① 実施の能力

実施の能力とは、侵害品の販売時期における具体的な製造能力、販売能力でなく、特許権者が金融機関から融資を受けて、存続期間内に一定量の製品の製造販売を行う潜在的能力の具備を有しているから本件においては、「実施の能力」の事実は認定された。

② 侵害の行為がなければ販売することができた物

原告提出の証拠「原告商品販売価格等一覧表」の記載の原告商品をもって、「侵害の行為がなければ販売することができる物」と認定した。

③ 侵害の行為がなければ販売することができた物の単位当たり利益額

侵害品の販売時に厳密に対応する時期における具体的な利益の額を意味するものではなく、侵害品の販売により影響を受ける販売時期を通じての平均的利益と判断された。

④ 追加的製造販売のための費用

追加的製造販売により得られたであろう売上高から追加的に製造販売するために要したであろう追加的費用を控除した額と解すべきである。

よって、被告が経費として計上した法定福利費、労働保険料、販売費、宣伝広告費、収入印紙代、水道光熱費、車輛諸経費等は経費として控除できないと認定した。

⑤ 被告製品の販売数量

各製品の販売数量は被告提出の「製品販売数量データ合計166,820個と記載のとおり裁判所は認定した。

これに対して原告の申立によれば、商品管理簿等の文書不提示のところから不適な開示であると主張されたが、裁判所は、多少の齟齬があるとうかがわれるが故意に秘匿したとは認められないとして原告の主張は採用されなかった。

⑥ 原告の単位当たり利益

販売数量(イ号～チ号) 販売数量(リ号・ヌ号)

135,100個 31,720個
合計 166,820個

裁判所の認定によると、本件特許権(2)は原告と訴外会社の共有であるとして、リ号およびヌ号製品については原告提出の商品販売価格一覧表により、当該利益額を下記のとおり算定した。

リ号・ヌ号製品

販売価格 仕入原価 諸経費
80円 - (55円 + 3円15銭) = 21円85銭
21円85銭 × 1/2 (共有部分) = 10円92銭

(5) 原告・裁判所要約対比逸失利益額計算書

原告主張逸失利益額計算書 (筆者作成)

製品	期間	販売数量	単位当たり利益	利益額
イ号製品(1)	H9.11.28~H13.11.6	9万4,000個	17.85円	167万7,900円
イ号製品(2)	同上	9万4,000個	19.85円	186万5,900円
イ号製品(3)	同上	9万4,000個	31.85円	299万3,900円
ロ号製品	同上	14万1,000個	38.85円	547万7,850円
ハ号製品	同上	9万4,000個	71.85円	675万3,900円
ニ号製品	H10.4.3~H13.11.6	8万6,000個	24.85円	213万7,100円
ホ号製品	同上	同上	26.85円	230万9,100円
ヘ号製品	同上	同上	19.85円	170万7,100円
ト号製品	同上	同上	24.85円	213万7,100円
チ号製品	同上	同上	20.85円	179万3,100円
リ号製品	H8.3.29~H13.11.6	4万3,000個	21.85円	93万9,550円
ヌ号製品	H11.7.1~H13.11.6	2万5,000個	21.85円	54万6,250円
合計		101万5,000個		3,033万8,750円

原告は期間ごとに、製品別に主要利益事実である販売数量に単位当たり利益を乗じて原告の各期利益額を算定している。

原告・裁判所対比逸失利益計算書（筆者作成）

項目／区分	原告主張額	基準率	裁判所認定額	対比率
販売数量	101万5,000個	100%	15万7,820個	16%
イ号製品(1)	167万7,900円	〃	99万3,352円	60%
イ号製品(2)	186万5,900円	〃	61万5,350円	33%
イ号製品(3)	299万3,900円	〃	16万2,435円	5%
ロ号製品	547万7,850円	〃	8万8,578円	2%
ハ号製品	675万3,900円	〃	1万0,778円	0.2%
ニ号製品	213万7,100円	〃	10万5,364円	5%
ホ号製品	230万9,100円	〃	42万1,008円	18%
ヘ号製品	170万7,100円	〃	6万3,520円	4%
ト号製品	213万7,100円	〃	41万7,480円	20%
チ号製品	179万3,100円	〃	2万0,850円	1%
リ号製品	93万9,550円	〃	11万4,057円	12%
ヌ号製品	54万6,250円	〃	13万4,159円	25%
合計	3,033万8,750円		314万6,931円	10%

販売数量は原告主張額101万5,000個に対して裁判所認定は15万7,820個で対比率の割合は「16%」である。また、販売金額は原告主張3,033万8,750円に対して裁判所認定は314万6,931円で対比率の割合は「10%」である。

2,000個ないし3,000個と見積り概算計上している。その他のリ号製品およびヌ号製品も同じように販売数量を見積り1ヵ月当たり1,000個と見積り、総計101万5,000個として推計している。

6. 当事者間の本件製品販売数量の検証

(1) 原告主張の本件製品販売数量

原告は平成9年11月28日から平成13年11月6日までの期間で年度ごとに区分してイ号製品からヌ号製品とに分散して本件侵害対象製品数は101万5,000個であると主張している。

そして原告はイ号製品(1)(2)(3)の1ヵ月当たり

(2) 被告主張の本件製品販売数量

被告は証拠資料として「製造販売数量データ」を提出し、販売数量も具体的に表示し、期間・イ号製品からヌ号製品を番号別に具体的に区分して算出されている。

(3) 原告・被告作成の販売数量の検証

損害額算定の基礎資料である販売数量については、原告側より被告側のほうが容易に提出可能とされることが一般的であり、かつ売上帳・顧客別補助帳簿から誘導されてその正確性が裏付けされると解する。

7. 原審と本件控訴審の利益額算定の対比

(平成15年10月29日、東京高裁・平成15(ネ)1901)

(1) 原審・控訴審の利益額算定の対比（筆者作成）

項目／区分	原審認定額	比率	控訴審認定額	対比率
販売数量	15万7,820個	100%	15万7,820個	100%
逸失利益額	314万6,931円	100%	314万6,931円	100%
相当な損害額の認定	0円	—	24万8,216円	8%
逸失利益額		100%	289万8,715円	92%

(2) 裁判所の相当な損害額の認定

控訴人は追加的費用として、①人件費、②収入印紙代、③その他開発費、宣伝広告費、製品保管料、車輛経費、交通費、消耗品等主張したが、控訴審でも立証されていないとして否認された。

しかし、控訴審では、原審認定の損害賠償額314万6,931円から24万8,216円を減額して「289万8,715

円」を相当な損害額と認定した。

これは、損害額の立証容易化を目的とした新民訴訟方第248条ならびに特則の特許法第105条の3による損害額の裁判官裁量権によって金銭的評価された訴訟審として囑目する判決と解する。

(原稿受領 2004.10.14)